

セラミックパークMINO管理運営業務評価員会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、セラミックパークMINO管理運営業務評価員会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項を総合的に評価するため開催するものとする。

- 一 指定管理者によるセラミックパークMINOの管理運営状況
- 二 その他前号に関連し、知事が必要と認める事項

(開催時期)

第3条 会議は、年1回以上開催するものとする。

(有識者)

第4条 知事は、第2条の目的を達成するために、識見、人格等に優れた有識者の中から5人以内で評価員を選任し、意見を聴取するものとする。

- 2 評価員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 評価員は、再任されることができる。

(招集)

第5条 会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の事務局は、岐阜県商工労働部地域産業課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 セラミックパークMINO管理運営業務評価委員会(平成18年4月1日施行)の委員の任期の残任期間は、この要綱の評価員の任期において適用するものとする。